

亀山市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 3 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第 37 号

### 亀山市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

( 亀山市身体障害者福祉法施行細則の一部改正 )

第 1 条 亀山市身体障害者福祉法施行細則 ( 平成 17 年亀山市規則第 64 号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 9 条第 6 項」を「第 9 条第 7 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に改める。

別表第 1 備考 4 ( 1 ) 中「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。 ) 」の次に「に規定する寄附金に限る。 ) 」を加え、同表備考 4 ( 2 ) 中「第 41 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 3 の 2 第 4 項」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項」を「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項」に改め、同表備考 4 ( 3 ) 中「附則第 12 条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律 ( 平成 25 年法律第 5 号 ) 附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項」を加える。

別表第 3 備考 4 ( 2 ) 中「第 41 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 3 の 2 第 4 項」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項」を「第

第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、同表備考4(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

(亀山市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 亀山市身体障害者福祉法施行細則(平成17年亀山市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第5項」を「第9条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

別表第1備考4(1)中「第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」の次に「に規定する寄附金に限る。）」を加え、同表備考4(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、同表備考4(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

別表第3備考4(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、同表備考4(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25

年法律第 5 号 ) 附則第 5 9 条第 1 項及び第 6 0 条第 1 項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。